

# 第6章

## スポーツ立国の実現

## 第6章 総論

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有するとともに、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うものです。これらの役割などを考慮し、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指すことが重要です。

平成23年6月、50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。同法においては、スポーツを取り巻く現代的課題を考慮し、スポーツに関する基本理念が示されるとともに、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文部科学大臣が基本的な計画（「スポーツ基本計画」）を定めることと規定されました。

この規定に基づき、平成24年3月、文部科学省は、今後10年間の基本方針と5年間に実施する施策について示した「スポーツ基本計画」を策定しました。今後は、同計画により施策を推進し、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指すこととしています。

# 「スポーツ基本法」の制定

## ～50年ぶりの新たな基本法の制定～

平成23年6月17日、「スポーツ基本法」が参議院で可決、成立し、同年8月24日施行されました。昭和36年6月16日に「スポーツ振興法」が公布されて以来、50年ぶりの全面改正となりました。

我が国のスポーツの振興は、「スポーツ振興法」に基づき施策を推進してきました。しかし、少子高齢化や情報化の進展に伴う様々な社会問題が顕在化し、スポーツ振興の重要性が増す中において、「スポーツ振興法」は、

- ・現在の主要施策である地域のスポーツクラブの育成、ドーピング防止活動支援、競技者育成などに関する規定がない
- ・スポーツ権の概念やスポーツ仲裁についての言及がない
- ・プロスポーツを対象としていない

など、スポーツの現状や新しい課題に十分に対応しきれなくなっているのではないかと、この指摘が近年なされており、スポーツの振興のための新たな法律を制定する必要性がクローズアップされるようになってきました。

このような中、平成23年5月には、超党派の国会議員連盟により、「スポーツ基本法案」が取りまとめられました。

同法案は、同月には8会派の共同提案として衆議院に提出され、衆議院(6月9日)、参議院(6月17日)において、いずれも全会一致で可決・成立しました。

「スポーツ基本法」は、スポーツに関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体などの努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定め、施策を総合的・計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

また、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」ことや、「スポーツ立国戦略」で盛り込まれた考え方である地域スポーツとトップスポーツの「好循環」について盛り込まれています。

さらに、プロスポーツを正面から対象とすること、ドーピングやスポーツに関する紛争処理の規定を盛り込むことなど、「スポーツ振興法」には規定されていなかった内容が新たに盛り込まれています。

# 「スポーツ基本計画」の策定

## 1 「スポーツ基本計画」の全体像

「スポーツ基本法」の施行後の平成23年9月、中央教育審議会は文部科学大臣より「スポーツ基本計画」の策定について諮問を受け、約半年間集中的に検討を進め、24年3月に答申しました。文部科学省では、これを受け、同年3月、「スポーツ基本計画」を策定しました。同計画は、「スポーツ基本法」の基本理念などを具体化し、今後10年間の基本方針と、今後5年間に実施する施策について示したものです。

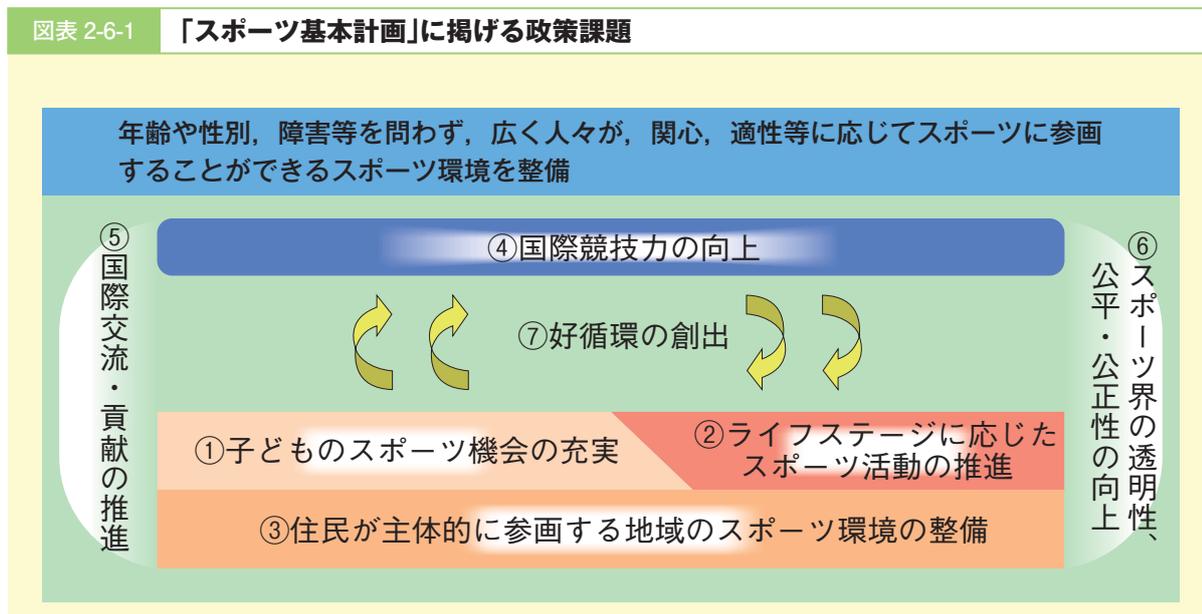
「スポーツ基本計画」は、スポーツの役割の重要性を考慮し、「スポーツを通じてすべての人々が幸

福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指すとしています。この社会の具体像として、①青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会、②健康で活力に満ちた長寿社会、③地域の人々の主体的な協働により、深い<sup>きずな</sup>絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会、④国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会、⑤平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国、の5つを掲げています。

このような社会を創出するため、本計画では「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参加することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、具体的には、①子どものスポーツ機会の充実、②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、③住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備、④国際競技力の向上、⑤国際交流・貢献の推進、⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上、⑦スポーツ界の好循環の創出、を今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針として掲げています(図表2-6-1)。

計画においては、図表2-6-1の政策課題ごとに、今後5年間に取り組む施策について政策目標を掲げ、その達成に向けた今後の具体的施策展開などを記述しています(図表2-6-2)。

図表 2-6-1 「スポーツ基本計画」に掲げる政策課題



図表 2-6-2 「スポーツ基本計画」に掲げる今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策(抜粋)

### 1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

- 【目標】 今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなること。  
【施策】 幼児期からの体力向上の方策の推進、学校体育の専科教員配置、地域人材の活用など。

### 2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- 【目標】 成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人となること、また、1年間に一度もスポーツをしない者の数がゼロに近づくこと。  
【施策】 年齢や性別などに応じた運動量の目安となる指針の策定、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発の推進、スポーツにおける安全確保に向けたスポーツ医・科学研究やスポーツ指導者研修の推進など。

### 3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

- 【目標】 総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実など。  
【施策】 総合型地域スポーツクラブの育成促進や総合型クラブへの移行を指向する単一種目のクラブへの支援拡大、地域のスポーツ指導者の養成や施設の有効活用の推進など。

### 4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

- 【目標】 オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについて、夏季大会5位以上、冬季大会10位以上、また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについて、直近の大会以上。  
【施策】 トップアスリート戦略的支援の強化のため、スポーツ医・科学、情報分野等の多方面からマルチ・サポートの実施、専門的なスタッフの配置の支援など。

### 5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進

- 【目標】 オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、人的ネットワークの構築など。  
【施策】 海外への情報発信、スポーツ関係者受入れ・派遣を通じた国際交流・貢献の推進など。

### 6. スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

- 【目標】 ドーピング防止活動を推進する環境の整備、スポーツ団体のガバナンスの強化、スポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着。  
【施策】 ドーピング検査技術・機器の開発、スポーツ団体の組織運営のガイドラインの策定、スポーツ仲裁自動受諾条項採択の推進など。

### 7. スポーツ界の好循環の創出

- 【目標】 トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。  
【施策】 拠点となる総合型地域スポーツクラブへのトップアスリートの配置、アスリートのキャリア形成のための意識啓発・支援など。

## スポーツ振興くじとスポーツ振興基金

国費では行き届き難いスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興くじとスポーツ振興基金です。

### (1) スポーツ振興くじ

スポーツ振興くじは、Jリーグの試合の結果(勝敗・得点)を対象とするくじの収益により、地方公共団体・スポーツ団体が行う地域スポーツの振興や環境整備などの事業に助成する制度です。豊かなスポーツ環境づくりのための財源確保を目的として「スポーツ議員連盟」より提案され、平成10年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。



スポーツ振興くじ助成を受けて整備された芝生



地域スポーツ活動の様子

スポーツ振興くじの収益は、3分の1が地方公共団体などへ、3分の1がスポーツ団体へ助成金として支給され、グラウンドの芝生化や地域のスポーツ施設整備、地域でのスポーツ教室の開催など、主として誰もが身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備するための事業に充てられています。残りの3分の1は国庫に納付され、教育・文化の振興などに充てられます。

スポーツ振興くじの全国販売は平成13年3月から始まり、14年度からその収益を活用して様々なスポーツ活動への助成が開始されました。その後、売上げが落ち込んだ時期もありましたが、高額当せん金くじ[BIG]発売などの取組により、20年度には過去最高の897億円を売り上げるなど回復を見えています。平成23年度は、以下の事業に対し、約145億円の助成を行いました。

### 平成23年度スポーツ振興くじ助成金配分額

助成区分	件数(件)	配分額
大規模スポーツ施設整備助成	7	10億4,074万円
地域スポーツ施設整備助成	287	62億1,905万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	1,488	29億6,028万円
地方公共団体スポーツ活動助成	124	4億1,021万円
将来性を有する選手の発掘及び育成活動助成	49	8億977万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	669	21億6,330万円
国際競技大会開催助成	3	2億3,574万円
東日本大震災復旧・復興支援助成	11	7億811万円
合計	2,638	145億4,719万円

### (2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、平成2年に開催されたアジア競技大会における不振などを受け、我が国の競技水準の向上に向けた機運が高まる中、スポーツ関係者、経済界など民間各界からの要請と資金拠出の表明を受けて設立されました。政府出資金250億円と、民間からの寄附金約44億円の合計約294億円を原資に、その運用益等を財源として、トップアスリートの強化事業などに対する助成が行われています。平成23年度は、以下の事業に対し、約13.6億円の助成を行いました。

### 平成23年度スポーツ振興基金助成金配分額

助成活動名	件数(件)	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	42	4億3,012万円
スポーツ団体大会開催助成	111	2億9,178万円
選手・指導者スポーツ活動助成(※)	581	6億4,015万円
合計	734	13億6,205万円

※スポーツ振興くじの収益から充当。

## 1 ライフステージに応じたスポーツ機会の創造

## (1) 総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境の整備

## ① 総合型地域スポーツクラブの拠点化に向けた体制整備

総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)は、地域住民が自主的・主体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のスポーツクラブであり、生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子どものスポーツ活動の場の提供、家族のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進などの多様な効果も期待されています。

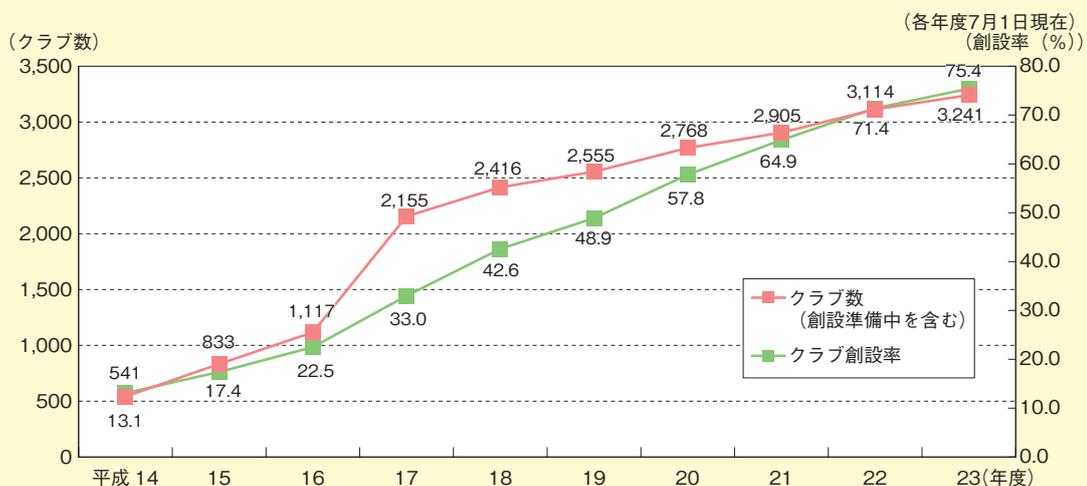
また、総合型クラブは様々なスポーツ活動の場を創出することはもとより、地域スポーツ活動を通して、地域の絆や結び付きを再発見するなど、「新しい公共」を担うコミュニティの核となることも期待されています。

文部科学省では、総合型クラブの創設を支援するクラブ育成アドバイザーによる巡回指導や設立事例の情報提供などにより総合型クラブの創設を支援し、その全国展開を支援してきました。こうした取組の効果もあり、全国の総合型クラブの数は平成23年度には3,241クラブとなっており、クラブ創設率(全市区町村数に対する総合型クラブが創設されている市区町村数の割合)は、23年度には75.4%に達しています(図表2-6-3)。

一方、「平成22年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」によれば、総合型クラブの現在の課題として、「会員の確保」や「財源の確保」、「指導者の確保」が挙げられています(図表2-6-4)。

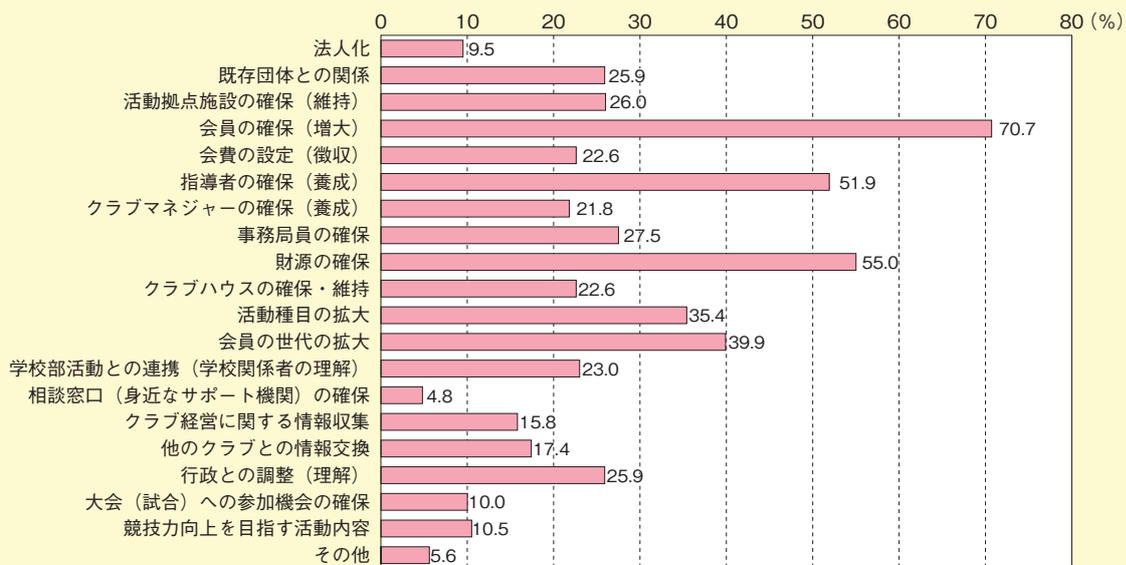
会員を確保し、会費収入を拡充していくためには、総合型クラブにおいて、地域住民のニーズを考慮した魅力ある多様で質の高いプログラムを提供していくことが鍵と考えられます。このため、文部科学省では、総合型クラブのうち、充実した活動基盤を持つ拠点となるクラブ、いわゆる「拠点クラブ」にトップアスリートなどの優れた指導者を配置するとともに、周辺の複数の総合型クラブやスポーツ少年団、小学校などを対象に巡回指導を実施するなど、総合型クラブにおいて魅力あるスポーツサービスを提供するための体制の整備に取り組んでいます。

図表 2-6-3 総合型地域スポーツクラブの創設状況



(出典) 文部科学省調べ

図表 2-6-4 総合型地域スポーツクラブの現在の課題



(出典) 文部科学省「平成22年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」

### ②身近なスポーツ活動の場の確保・充実

文部科学省では、総合型クラブの活動場所をはじめ、地域住民が身近にスポーツに親しみ、交流する場を確保するため、身近なスポーツ活動の場の確保に取り組んでいます。

我が国の体育・スポーツ施設数は、ピークであった昭和60年度に比べ、平成20年度には約7万か所減少しています。

他方、スポーツ活動を行わなかった理由として、場所や施設の不足を挙げる割合を見ると、昭和60年度から平成21年度の間には2倍以上に増加しており、身近なスポーツ活動の場である体育・スポーツ施設の減少が国民のスポーツ活動にマイナスの影響を与えている様子がうかがえます(図表2-6-5)。

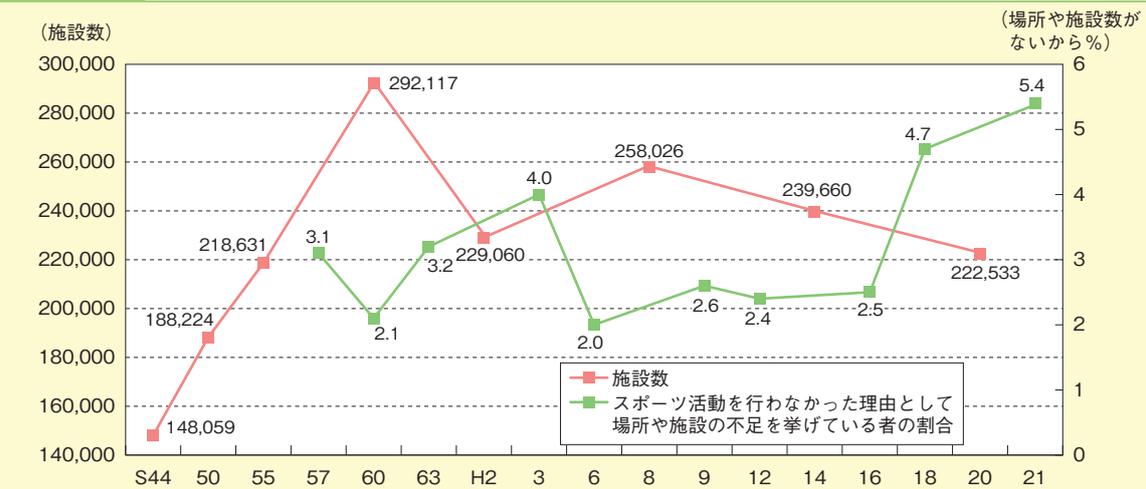
こうした体育・スポーツ施設の減少への対応としては、最も身近なスポーツ活動の場である学校体育・スポーツ施設を、地域住民にこれまで以上に有効に活用してもらうことが具体的方策の一つと考えられます。

現在、屋外運動場の約80%、体育館の約87%、水泳プールの約27%が地域住民に開放されています。しかしながら、施設の開放は行っているものの定期的ではない、利用手続きが煩雑である、利用方法などの情報が不足しているなど、地域住民のニーズに十分対応しきれていない面も見られます。

このため、今後、学校体育・スポーツ施設はこれまでの単に場を提供するという「開放型」から、学校と地域社会との「共同利用型」へと移行し、地域住民の視点に立った積極的な利用の促進を図っていくことが重要です。

文部科学省では、地域のスポーツ施設整備を支援するとともに、学校体育・スポーツ施設の地域との共同利用を促進するため、地域住民が利用しやすい施設づくりの取組の推進や、更衣室を備えたクラブハウス・温水シャワーなどの整備の支援、また、休・廃校となった学校体育・スポーツ施設を有効活用するために必要な施設設備の整備の支援などに取り組んでいます。

図表 2-6-5 我が国の体育・スポーツ施設数の推移と国民の意識



(出典) 内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」及び文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」に基づき文部科学省作成

## (2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

### ① 子どもの体力の現状と課題

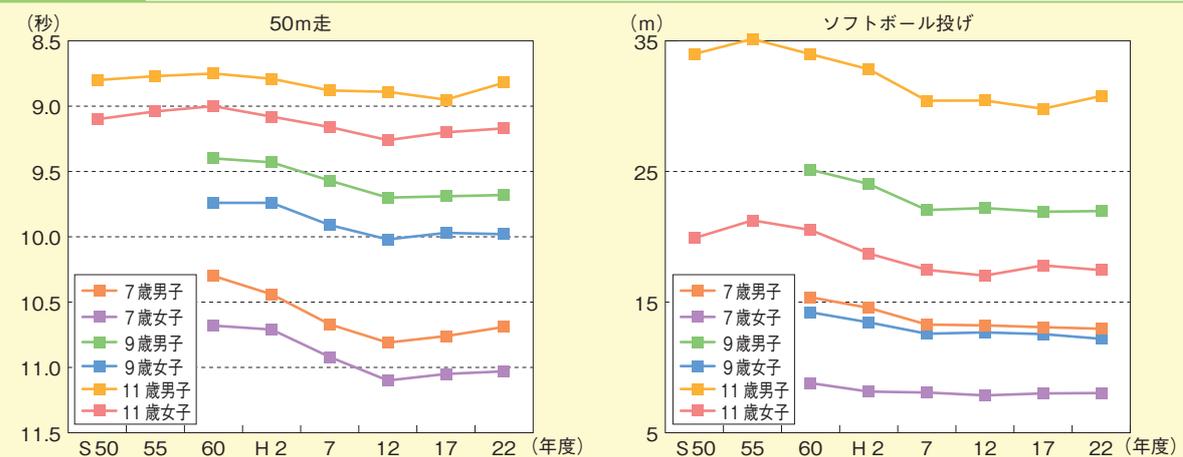
人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために体力は必要不可欠なものです。しかしながら、昭和60年頃をピークに子どもの基礎的運動能力などは、長期的に低下傾向にありました。

こうした状況を受け、文部科学省では、子どもの体力の重要性に関する普及啓発や、運動やスポーツに親しむ機会の提供などの取組を行ってきました。そうした取組により、子どもの体力は横ばいまたは向上傾向を示し、長期的低下傾向に歯止めがかかるなど、一定の成果が見られました。

しかし、体力水準の高かった昭和60年頃に比べると、依然として低い水準にとどまっています(図表 2-6-6)。

また、幼児期からの子どもの体力向上の推進を図るため、文部科学省では「幼児期運動指針策定委員会」を開催し、平成24年3月に同委員会において「幼児期運動指針」が取りまとめられました。

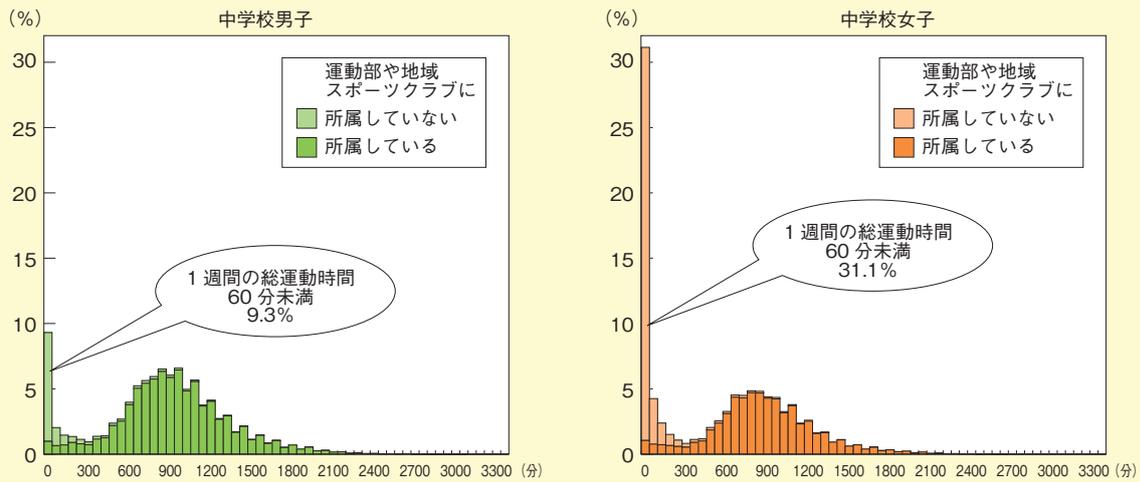
図表 2-6-6 子どもの体力・運動能力の年次推移



(出典) 平成22年度体力・運動能力調査 (文部科学省)

また、近年では、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。特に中学校女子においては、体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満の生徒が3割を超えるなど、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成が十分に図られていないことが懸念されます(図表 2-6-7)。

図表 2-6-7 1 週間の総運動時間の分布



(出典) 文部科学省「平成22年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

### ②成人のスポーツ活動の現状と取組

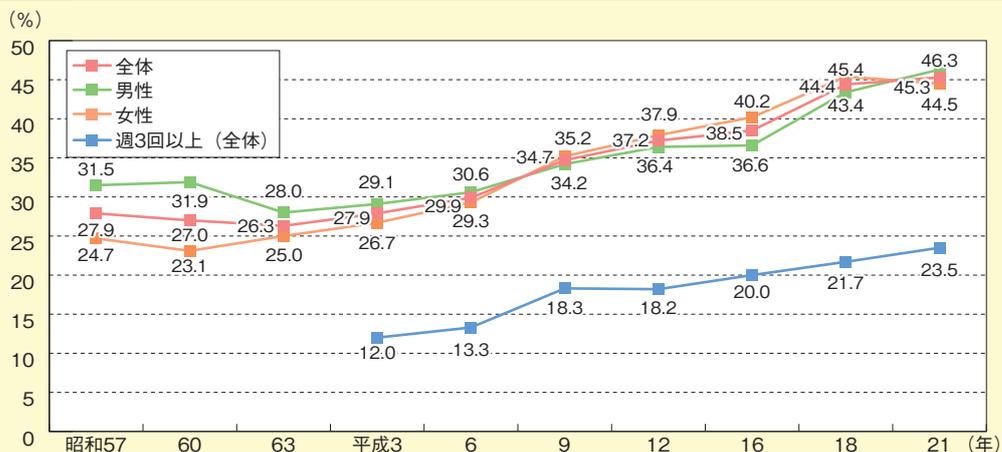
成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成21年度時点で45.3%まで上昇しています(図表2-6-8)。これを世代別に見ると、特に20代男性や30代女性で低くなっていることがわかります(図表2-6-9)。また、70歳以上の者については、実施率が5割を超える一方で、1年間に「運動・スポーツはしなかった」とする者が39.9%と、加齢とともに二極化が進む傾向が見られます。

文部科学省では、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、成人の週1回以上のスポーツ実施率の低い20代男性・30代女性や高齢者など各世代のスポーツ実態を調査分析し、スポーツ参加を促進するなどの取組を行っています。

また、文部科学省では、国民が各自の興味・関心に応じてスポーツに親しみ、日常生活の中にスポーツが定着することを目的として、全国スポーツ・レクリエーション祭(第24回大会は平成23年11月に栃木県内各地で開催)や、「体育の日」を中心とした体力テストや各種スポーツ行事の実施、また、毎年10月を「体力づくり強調月間」として、広く国民に健康・体力づくりの重要性を呼びかけるなどの運動を展開しています。

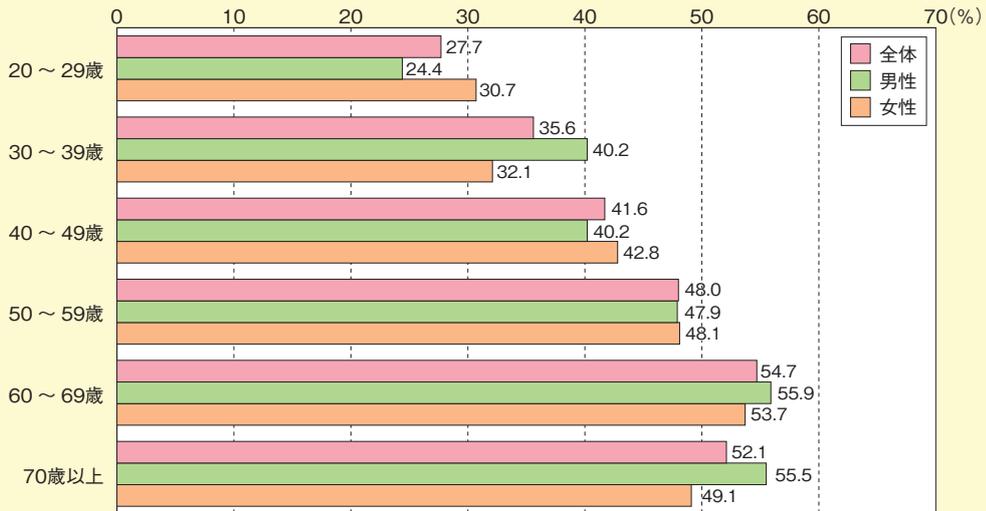
さらに、多年にわたり地域や職場において、スポーツの振興に功績のあった人や団体に対し、その功績をたたえるため、生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体として文部科学大臣が表彰を行っています。

図表 2-6-8 成人の週1回以上運動・スポーツを行った者の割合



(出典) 内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計

図表 2-6-9 世代別の週 1 回以上のスポーツ実施率



(出典) 内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年)に基づく文部科学省推計

### (3) 学校における体育・運動部活動の充実

#### ① 学習指導要領の改訂

文部科学省では、平成 20 年の中央教育審議会答申を受け、20 年、21 年に学習指導要領を改訂し、小・中学校の体育科・保健体育科の年間標準授業時数については 90 時間から 105 時間に増加することとしました(小学校高学年は 90 時間のまま)。

体育科・保健体育科では、心と体を一体としてとらえ、運動についての理解と合理的実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てることや体力の向上を図ることをねらいとして、小学校から高等学校までを見通して、発達の段階のまとまりを踏まえた指導内容の系統化や明確化が図られ、小学校低学年からの体づくり運動の実施や中学校における武道・ダンスの必修化などが盛り込まれています(図表 2-6-10)。

また、中学校・高等学校学習指導要領総則に部活動を新たに規定し、その意義、教育課程との関連、運営上の工夫を行うなどの配慮事項について示しています。

図表 2-6-10 学校段階ごとの体育の分野における改訂のポイント

(小・中・高等学校共通)

- ・各運動領域について、具体的な指導内容を明示。(改訂前は、一部の領域について、運動種目等のみ規定。)
- ・「ゲーム」(小・中学年)、「ボール運動」(小・高学年)、「球技」(中・高等学校)については、「ゴール型」、「ネット型」、「ベースボール型」として、類型で規定。(改訂前は、バスケットボール、サッカーなどと規定。)

(小学校：体育「運動領域」)【23年度全面実施】

- ・低学年・中学年においても、高学年と同様に、6 領域で内容を構成。(改訂前は、低学年 2 領域、中学年 5 領域。)
- ・低学年・中学年においても、領域の 1 つとして「体づくり運動」を規定。

(中学校：保健体育「体育分野」)【24年度全面実施】

- ・目標及び内容を「第 1 学年及び第 2 学年」と「第 3 学年」に分けて示す。
- ・第 1 学年及び第 2 学年を通じ、選択であった「武道」、「ダンス」を含めて、すべての領域を必修とする。
- ・「体づくり運動」に各学年 7 単位時間以上、「体育理論」に各学年 3 単位時間以上を配当することを規定。

(高等学校：保健体育「科目体育」)【25年度から年次進行】

- ・入学年次では、「器械運動」、「陸上運動」、「水泳」、「ダンス」の中から 1 以上を、「球技」、「武道」の中から 1 以上を選択、その次の年次以降では、「体づくり運動」と「体育理論」を除くすべての領域から 2 以上を選択。
- ・「体づくり運動」に各年次 7～10 単位時間程度、「体育理論」に各年次 6 単位時間以上を配当することを規定。

②体育の授業等の充実

文部科学省では、平成24年4月から中学校で必修となる武道等を安全かつ円滑に実施するための条件整備(中学校武道場の整備、用具等の整備、教員の資質向上や指導者の確保)を実施しており、平成24年3月には、円滑かつ安全な授業の実施に向けて、柔道の指導体制の整備状況などについて再点検するとともに、参考資料を全国の中学校に配布等を行っています。

また、小学校全体の体育の授業等を計画したり、担任とチームティーチングで体育の授業に取り組む「小学校体育活動コーディネーター」の派遣体制の整備を支援するため、地域との連携による指導体制の充実のための取組を行っています。

③運動部活動の支援

運動部の活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です(図表2-6-11)。

図表 2-6-11 平成23年度運動部所属生徒数

区分	運動部所属生徒数(人)			生徒数(人)			所属率(%)		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
中学校	1,370,407	920,378	2,290,785	1,825,801	1,748,020	3,573,821	75.1	52.7	64.1
高等学校	967,436	443,531	1,410,967	1,690,804	1,658,451	3,349,255	57.2	26.7	42.1

(出典) 生徒数は文部科学省「学校基本調査報告書」、運動部所属生徒数は日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟及び日本高等学校野球連盟調べ

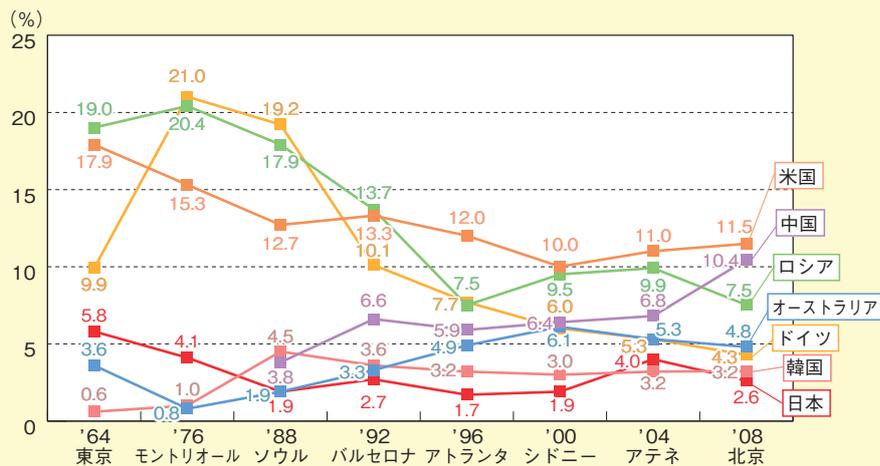
近年の生徒数の減少などにより学校の運動部活動に参加する生徒数が減少することなどによる課題が顕著となってきており、文部科学省では、運動部活動指導における地域のスポーツ指導者の活用等を促進することや、より多くの生徒に運動部活動への参加機会を確保するための地域と連携した新たな形態や運営等の在り方についての実践研究を実施しています。

## 2 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化

### (1) 我が国の国際競技力の現状と課題

1964(昭和39)年の東京オリンピック競技大会以降、長期的・相対的に低下傾向にあった我が国のオリンピック競技大会におけるメダル獲得状況については、2004(平成16)年のアテネオリンピック競技大会では過去最多のメダルを獲得し、2008(平成20)年の北京オリンピック競技大会では、過去5回の夏季大会でアテネオリンピック競技大会に次ぐメダルを獲得するなど、一時期の低迷状態を脱しつつある傾向にあります。アジアにおけるライバル国である中国、韓国の後塵を拝している状況です(図表2-6-12)。

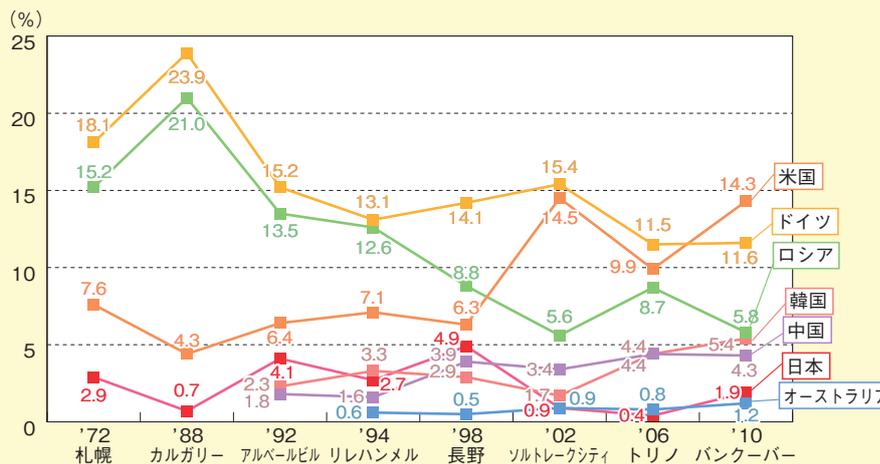
図表 2-6-12(1) オリンピック競技大会におけるメダル獲得率の推移(夏季大会)



(注) 1. ドイツについては、ソウル大会までは東西ドイツの合計獲得数。  
2. ロシアについては、ソウル大会までは旧ソ連、バルセロナ大会はCISの獲得数。

(出典) 文部科学省調べ

図表 2-6-12(2) オリンピック競技大会におけるメダル獲得率の推移(冬季大会)



(注) 1. ドイツについては、カルガリー大会までは東西ドイツの合計獲得数。  
2. ロシアについては、カルガリー大会までは旧ソ連、アルバールビル大会はCISの獲得数。

(出典) 文部科学省調べ

## (2) トップアスリートの強化活動の充実

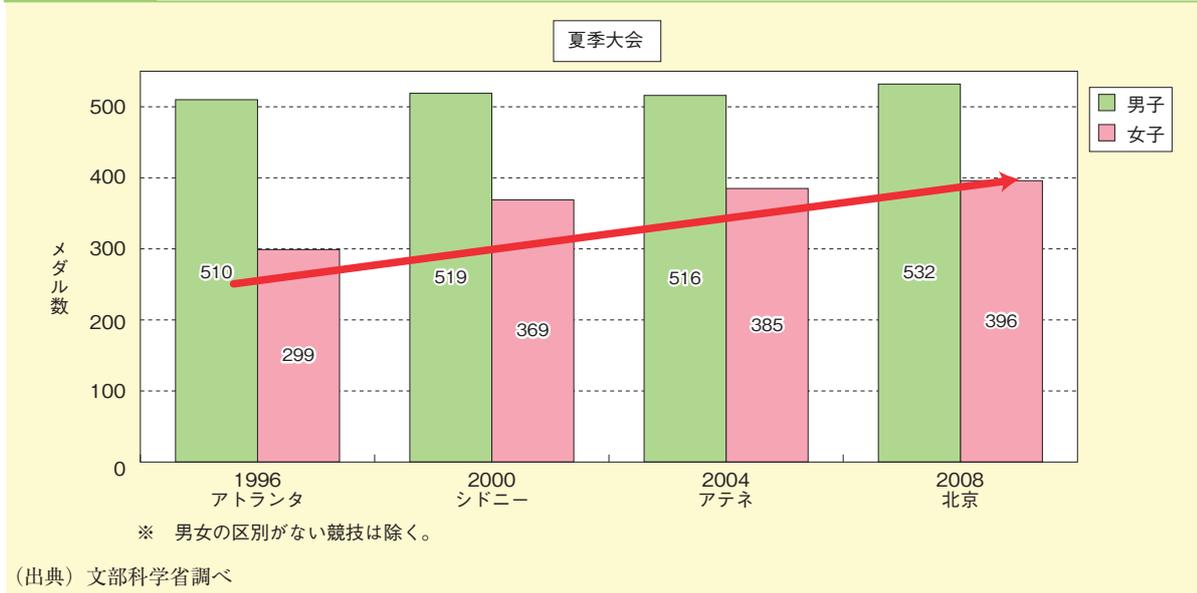
文部科学省では、日本オリンピック委員会や国立スポーツ科学センター、中央競技団体などと連携しながら、ジュニア期から個人の持つ特性や発達段階に応じて一貫した指導理念や指針に基づく指導を行うことにより、世界で活躍できるトップアスリートへと組織的・計画的に育成していく一貫指導システムの構築を推進しています。

また、メダル獲得の可能性が高い種目にターゲットを設定し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、情報などを活用したトータルサポートや、日本の科学技術を活かした最先端の競技用具・トレーニング機器などの開発を行い、多方面からの専門的かつ高度な支援を戦略的・包括的に実施しています。

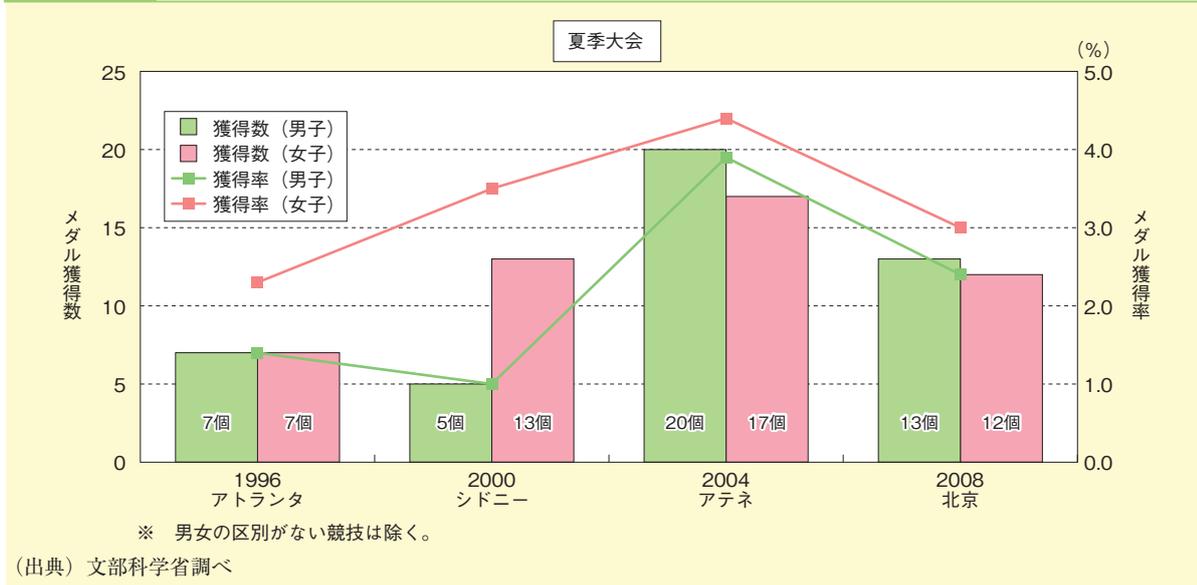
各オリンピック競技大会において女子の競技種目数が増加し、日本人選手の参加率を見ると、女子が男子より高い状況になっているとともに、近年の夏季大会におけるメダル獲得率においては女子が

男子を上回っています(図表 2-6-13 及び図表 2-6-14)。メダル獲得数の更なる増加のためには、近年、その活躍が目覚ましい女性トップアスリートの能力開発に注力することが効果的と考えられるため、文部科学省では、女性のライフサイクルに着目し、男女の性差を考慮した調査研究などの取組を重点的に実施していくこととしています。

図表 2-6-13 オリンピック競技大会における女子メダル(種目)数の増加



図表 2-6-14 オリンピック競技大会における日本人選手のメダル獲得率(性別)

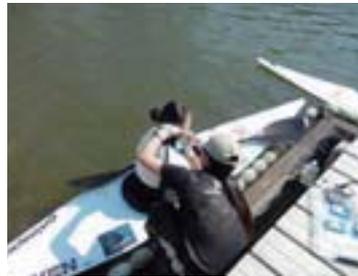


## オリンピックを支える「マルチサポート」

包括的・戦略的なサポートを行うことにより、国際競技力を向上させるための「マルチサポートシステム」には、トップアスリートに対して、スポーツ科学、医学、栄養学、心理学、生理学や、強豪国に関する情報収集・分析等の情報戦略など、あらゆる分野の専門スタッフがサポートする「アスリート支援」に加え、日本が得意としている科学技術を活かした最先端の競技用具やトレーニング機器などの「研究開発」などがあります。

また、ロンドンオリンピック競技大会の期間中に、選手がその時点で持っている能力をどこまで発揮できるかが重要なポイントとなります。このため、アスリートがパフォーマンスを最大限に発揮できるよう、そのためのサポート拠点として、選手村の外に「マルチサポート・ハウス」を設置します。

こうした「国際競技力の向上」と「パフォーマンスの最大限の発揮」を支援することにより、オリンピック競技大会でのメダル獲得を目指しています。



医・科学サポートスタッフによる  
コンディショニングチェック



情報戦略スタッフによる  
情報分析

### (3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

#### ①国立スポーツ科学センター

平成13年10月に設立された国立スポーツ科学センター(JISS)は、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として行い、オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のメダル獲得率の向上に寄与しています。

#### ②ナショナルトレーニングセンターの整備

トップアスリートの強化に当たっては、競技ごとの専用練習場や宿泊施設などを備え、集中的・継続的にトレーニングを行うことができる拠点の整備が不可欠となっています。このため、文部科学省では、JISSが所在する東京都北区西が丘地区にナショナルトレーニングセンター(NTC)を整備し、平成20年1月から全面供用を開始するとともに、NTC(西が丘)では対応できない冬季競技などについては既存の施設を競技別強化拠点として指定し、NTC(西が丘)とのネットワーク化を図っていくことにしました。23年度末現在、冬季競技など21競技等23拠点について、「NTC競技別強化拠点施設」に指定して、積極的に活用しています(図表2-6-15)。

### (4) 国際・国内競技大会の招致・開催に対する支援

#### ①オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会の招致・開催等

我が国での国際競技大会の開催は、我が国のトップアスリート強化につながることはもとより、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることにより、多くの国民に夢や感動を与えるなど、

図表 2-6-15 我が国のトレーニング拠点の状況



## Column No. 29

### ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰

平成23年度からはオリンピックメダリスト等に対する表彰に加え、「ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰」を創設し、ユースオリンピック競技大会において優秀な成績を収めた者等を表彰しています（写真）。



スポーツの振興や国際親善などに大きく寄与することから、文部科学省では、その招致・開催が円滑に行われるよう、準備運営団体や関係省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

平成23年度においては、東京都が2020(平成32)年オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催都市に立候補したことを受け、国際親善とスポーツ振興を図り、東日本大震災からの復興と世界からの支援への感謝の気持ちを世界に示す観点から、政府を挙げて招致活動の支援に取り組んでいます。中学校及び高等学校においては、オリンピック等の国際競技大会の国際親善や世界平和における大きな役割等のスポーツの意義等について理解を深める教育を実施することとしています。

また、ラグビーワールドカップについても、2019(平成31)年には日本で開催されることが決定しています。

## Column No. 30

### 2020(平成32)年オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会東京招致

平成23年9月、東京都が2020(平成32)年に開催される第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会の招致に向け、開催都市に立候補を表明しました。政府では、前回の招致活動の経験も踏まえ、東京都、日本オリンピック委員会と一体となって招致活動への支援に取り組んでいます。具体的には、東京都や日本オリンピック委員会をはじめ、各界の有識者からなる招致委員会の評議会に、内閣総理大臣が最高顧問、その他の大臣が特別顧問として参画し、オールジャパンの体制を構築するとともに、関係副大臣政務官会議を開催するなど、関係省庁間の円滑な連絡調整が行われるよう取り組んでいます。また、文部科学省では、平成23年10月に文部科学大臣を本部長とする招致対策本部を立ち上げ、総力を挙げて招致活動への支援に取り組む体制を整えました。

平成23年12月、東京都がオリンピック・パラリンピック競技大会を招請することについて閣議において了解され、24年2月、招致委員会は、国際オリンピック委員会に対して申請ファイルを提出しました。なお、国会では、23年12月に衆・参両議院で「第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議」がなされました。2012(平成24)年5月の国際オリンピック委員会(IOC)理事会で東京都が立候補都市のひとつとして承認されました。今後、IOC評価委員会による評価を経て、最終的には2013(平成25)年9月の同総会で開催都市が決定される予定です。

#### ②国民体育大会の開催

国民体育大会は、広くスポーツを普及し国民の体力向上を図るとともに、地域のスポーツと文化の振興を図ることを目的として、文部科学省、日本体育協会、開催地都道府県が共同して主催し、都道府県対抗方式により毎年開催されている我が国最大の総合スポーツ大会です。平成23年の第66回大会では、冬季大会・本大会合わせて40競技が実施され、約2万4,000名の都道府県代表選手が天皇杯・皇后杯を目指し競い合いました(図表2-6-16)。

図表 2-6-16 第 66 回国民体育大会(平成 23 年)競技種目及び選手・監督数

季別(開催県)	正式競技	公開競技
冬季大会 (青森県・秋田県)	3 競技 スケート・アイスホッケー・スキー 2,890名	なし
本大会 (山口県)	37競技 陸上競技・水泳等 20,899名	1 競技 高等学校野球 376名
計	40競技 23,789名	1 競技 376名

(出典) 文部科学省調べ

### (5) トップアスリートが安心して競技に専念できる環境の整備

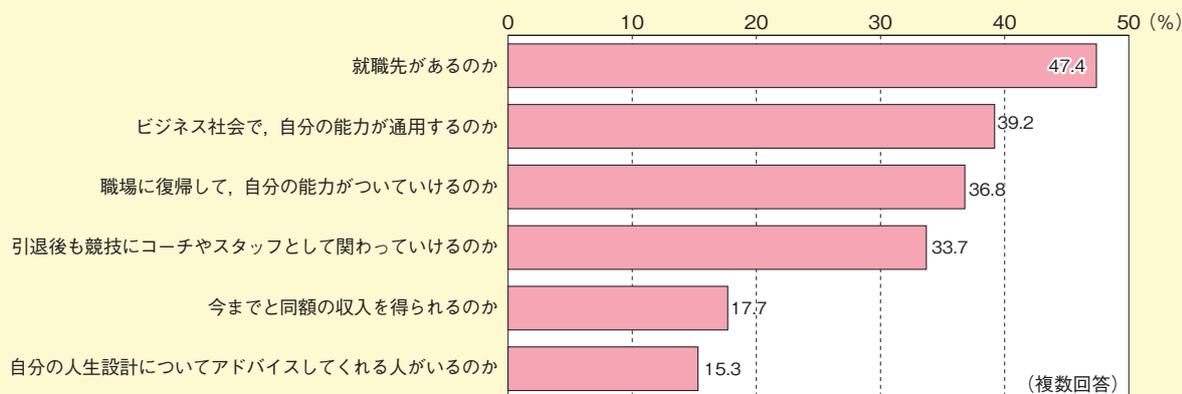
アスリートの引退後のキャリアパスが確立していることは、アスリートが安心して競技に打ち込めるだけでなく、才能あるより多くの青少年がスポーツの世界へ進むことを後押しすることとなり、我が国の国際競技力の向上にとって大きな意義を有しています。また、トップスポーツにより培われたアスリートの技術や経験などを、スポーツの裾野の拡大や、新たな次世代アスリートの発掘・育成につなげることが期待されます。

「日本オリンピック委員会(JOC)強化指定選手・オリンピックのセカンドキャリアに関する意識調査」(平成 22 年)では、強化指定選手などの約半数が引退後の就職先に不安を抱えており、その他、「ビジネス社会で、自分の能力が通用するのか」、「職場に復帰して自分の能力がついていけるのか」、「引退後も競技にコーチやスタッフとして関わっていけるのか」などの不安を感じています(図表 2-6-17)。

一方、同調査によれば、現役中にセカンドキャリアに関して具体的に考えていると回答したアスリートは 30.7%にとどまっており、キャリアデザインの重要性が現役アスリートに十分浸透していないことも事実です。したがって、現役期間中からキャリアデザインの重要性に関する普及や啓発を進めていくことが必要です。

このため、文部科学省では、キャリアデザインなどについての啓発活動や大学院を活用したキャリア形成のためのプログラム開発に対する支援などを行い、トップアスリートが安心してスポーツに取り組める環境の整備を進めています。

図表 2-6-17 トップアスリートの引退後の不安

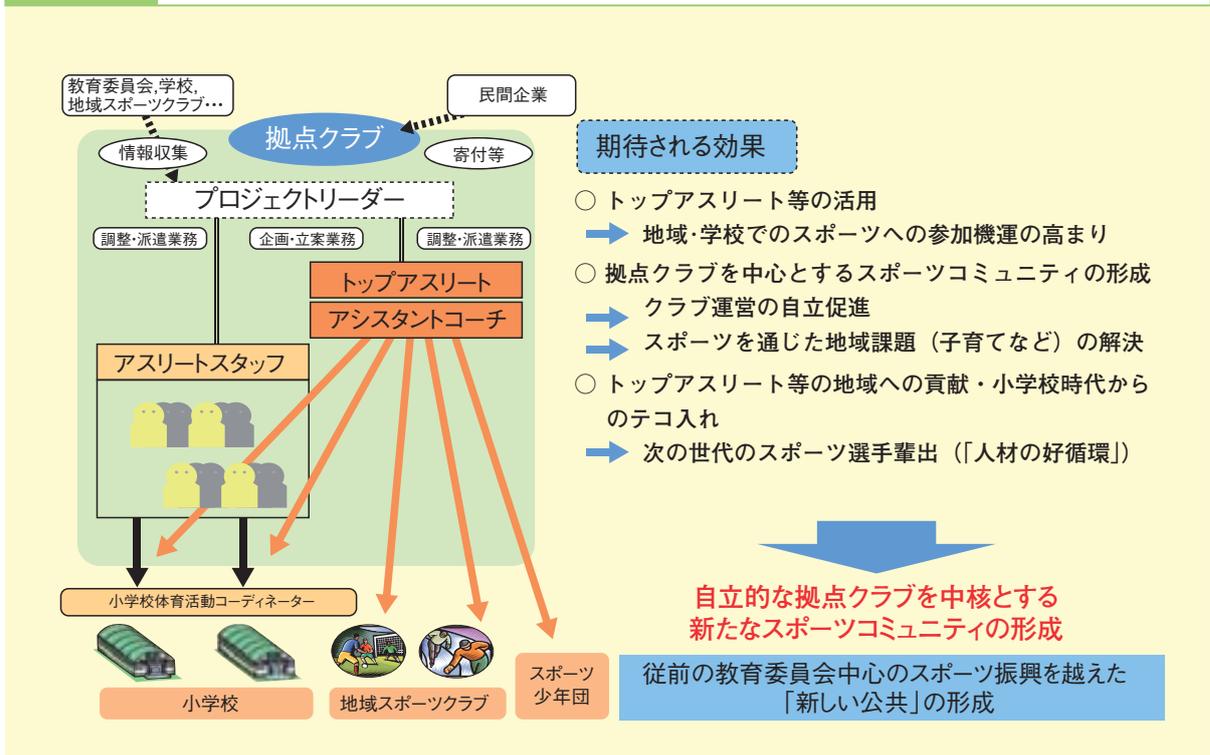


(出典) 日本オリンピック委員会「JOC強化指定選手・オリンピックのセカンドキャリアに関する意識調査」(平成22年)より上位のものを抜粋

## 3 スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

スポーツを普及・定着させ、人々にとってより身近なものとするためには、トップスポーツと地域

図表 2-6-18 スポーツコミュニティの形成促進



スポーツの垣根をなくし、双方を総合的に推進することにより、トップの伸長と裾野の拡大を一体として進めることが必要です。競技により培われたトップアスリートの技術や経験、人間的な魅力は、人々のスポーツへの関心を高め、地域スポーツの活性化や学校体育の充実、次世代アスリートの発掘や育成などにつながるとともに、地域での活躍は、引退したトップアスリートの能力や経験を発揮する場の確保にもつながります。

このような、スポーツ界における人材の好循環を実現するため、文部科学省では、トップアスリートの育成・強化を進めると同時に、総合型クラブのうち、充実した活動基盤を持つ拠点となるクラブ、いわゆる「拠点クラブ」にトップアスリートなどの優れた人材を配置し、周辺の複数のクラブや学校の体育・運動部活動に巡回指導を実施する体制を整備しています(図表 2-6-18)。

## 4 スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上

### (1) スポーツ団体のガバナンス強化について

スポーツは、次代を担う青少年の人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、公平・公正なスポーツ環境を整備することは、競技スポーツ・地域スポーツを問わず、スポーツ界全体に求められています。

一部のスポーツ団体の不祥事は、スポーツ団体全体に対する国民の信頼を失わせる可能性があり、スポーツ団体の判断や説明には大きな社会的責任が伴うようになってきました。

そのため、近年のスポーツ界においては、社会から信頼されるスポーツ団体の運営の在り方、すなわち「ガバナンス」強化の必要性が高くなってきています。

文部科学省では、スポーツ団体のガバナンス強化の取組を支援するとともに、スポーツ団体の組織運営体制の在り方の指針となるガイドラインを策定することとしています。

## (2) スポーツ紛争の迅速・円滑な解決支援

スポーツ団体の決定は、全ての競技者の活動に関わるものであることから、広く公共性が求められ、その決定の際には全ての競技者にとって適正かつ公平な措置が求められます。

競技団体の代表選手選考やドーピング違反による資格停止処分などをめぐる紛争解決の制度として、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁・調停がありますが、スポーツ団体のスポーツ仲裁自動受諾条項<sup>\*1</sup>の採択状況は依然低い水準となっています。

このため、文部科学省では、日本オリンピック委員会、日本体育協会に加盟しているスポーツ団体などに対し、スポーツ仲裁自動受諾条項の採択をはじめとしたスポーツ紛争の迅速・円滑な解決のための取組を求めるとともに、スポーツ紛争解決のための基礎的な体制整備を図るため、団体・アスリートなどの紛争解決手続に関する理解増進、仲裁人・調停人などの専門的人材の育成を推進しています。

## (3) ドーピング防止に向けた取組について

ドーピングとは、競技者の競技能力を向上させるため、禁止されている薬物などを使用することを言います。ドーピングは、1. 競技者に重大な健康被害を及ぼす、2. フェアプレーの精神に反し、人々に夢や感動を与えるスポーツの価値を損ねる、3. 優れた競技者によるドーピングが青少年に悪影響を与える、などの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動が求められています。

1999(平成11)年に世界ドーピング防止機構が設立され、国際的な活動の推進体制が整備されたことに続き、我が国では、平成13年にドーピング検査を中立的に行う国内機関として日本アンチ・ドーピング機構(JADA)が設立されました。また、18年には「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」(国際規約)を締結し、19年には「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」を策定してJADAを国内ドーピング防止機関に指定するなどの体制強化を行ってきました。

我が国におけるドーピング検査数は増加し、英国や米国などオリンピックメダル獲得上位国の水準に近づきつつあり、検査実施体制の整備は着実に進んできています(図表2-6-19)。文部科学省では、JADAとの連携を図りつつ国際的な水準のドーピングに関する検査・調査体制の充実を図るとともに、近年の巧妙化するドーピングに対する検査技術や機器の研究開発を促進しています。

また、依然として風邪薬の服用などによる意図しないドーピング違反が見られることを踏まえ、ドーピング違反の未然防止を目的とした教育・啓発活動などに積極的に取り組んでいます。

さらに、学校教育においても、高等学校学習指導要領にドーピングに関する記述が盛り込まれ、平成25年度から実施されることとなっています。

<sup>\*1</sup> スポーツに関する紛争が生じた際には、日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決することを定める条項のこと。あらかじめスポーツ団体の規則に盛り込まれることにより、競技者が仲裁の申立てを行った際、自動的に仲裁の合意があるとみなされる。

図表 2-6-19 ドーピング検査件数の推移

